

# ○国立大学法人筑波技術大学学術・研究委員会規程

平成17年10月3日  
規程第18号

最終改正 令和5年6月28日規程第32号

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)第22条の規定に基づき、学術・研究委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学術・研究に係る基本計画の立案、環境の整備、成果の公表等に関する事項
- (2) 産学連携に関する事項
- (3) 本学の教員等の発明に係る特許の取り扱いに関する事項
- (4) その他学術・研究に関する事項

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長又は特命学長特別補佐 1人
- (2) 聴覚障害系支援課長
- (5) その他各部局から推薦され、学長が指名する者 若干名

## (任期)

第4条 前条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

## (定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (専門委員会)

第8条 委員会には、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、聴覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるものほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。